

第3号議案

定款の一部変更に関する件

一般社団法人大和青色申告会定款 新旧対照表

現 行	変 更 案
<p>〔役員の設定〕</p> <p>第23条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上30名以内 (2) 監事 3名以内</p> <p>〔役員任期〕</p> <p>第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>〔決議〕</p> <p>第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>〔役員の設定〕</p> <p>第23条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上30名以内 (2) 監事 <u>1名以上</u>3名以内</p> <p>〔役員任期〕</p> <p>第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 <u>2 補充又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>3 補充により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 理事及び監事は、第23条1項に定める員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u></p> <p>〔決議〕</p> <p>第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 <u>2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>5 この定款の一部変更（第23条、第27条、第36条）は、令和3年5月27日より施行する。</u></p>